

令和5年9月21日

大津町長 金田 英樹 様

大津町下水道事業運営審議会
会 長 大 塚 成 男

下水道使用料体系の見直しについて（答申）

令和5年5月25日付け大下第88号で諮問のありました、表題の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、下水道使用料の改定時期については、長らく続いた新型コロナウイルス感染症やウクライナ問題等による経済情勢の悪化が住民生活にも大きな影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されますよう要望します。

記

1. はじめに

大津町の下水道事業は、公共下水道にあつては平成元年度から、農業集落排水事業にあつては平成17年度からそれぞれ供用開始し、町の公共用水域の水質保全や清潔で快適な生活環境整備に寄与してきたところである。

事業経営に関しては、令和2年度より地方公営企業法を適用し、これまでの単式簿記から複式簿記に切り替え、固定資産台帳や財務諸表等を作成することにより経営状況がより明確に把握できる公営企業会計を導入しており、減価償却の考え方を含めた経理を進めるなかで毎年の財源不足が「見える化」してきている。

本来であれば、下水道企業会計としては汚水処理費を下水道使用料で賄う自立経営が求められる姿であるが、本町の下水道使用料は、公共下水道事業についても、農業集落排水事業についても、供用開始時から現在に至るまで、料金改定は実施されておらず、一般会計から多額の補てんを受けているのが実情である。

また、国においても、下水道事業の経営効率化を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業の国補助要綱）を改正し、下水道使用料による経費回収率向上に向けたロードマップを策定し、料金体系の見直しを行うことを補助金の交付要件としている。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である「下水道使用料金体系の見直し」について、公営企業としてのあるべき姿に立ち返り、大津町の下水道事業の将来を見据えて、様々な観点から慎重に審議を行った。

2. 答申内容

下水道は、ふるさとの美しい水環境を保全し、快適で衛生的な生活を送るために欠かすことのできない重要なインフラである。

この下水道の果たす役割を持続可能にするためには、安定的で効率的な事業経営が不可欠であり、次世代のためにも早期に「下水道使用料改定」による自立経営を達成しなければならない。

そのためには、事業統合等も視野に入れた経費削減などの経営改善を継続することを大前提に、今後の下水道使用料のあり方について、次のとおり提案する。

（１）料金改定の背景

令和２年度に企業会計に移行したことで、経営状況が見える化し、毎年約３千万円から５千万円の赤字が発生しており、累積赤字（欠損金）は令和４年度末で約１億３千９００万円に及んでいる。

また、令和４年度に人口増に伴う下水道事業計画の見直しを行っているが、今後処理場の４系目の水処理及び汚泥処理施設の増設が必要であり、おおよそ１０億円程度の投資費用の増加が見込まれている。

そのような現状と今後の見通しを踏まえると、公営企業である下水道事業会計は独立採算が原則であるため、毎年、一般会計から多額の繰入金（基準外）が投入されている状況は適切とは言えず、早期に改善が望まれるところである。

参考：令和４年度繰入金（公共）１９７,１０１千円　うち基準外１５８,０４２千円
（農集）１１２,９０７千円　うち基準外１１２,４１９千円

県内の公共下水道事業の一般的な家庭の使用料（２０ｍ³/月）を比較したところ、大津町が２,２００円に対し、県内平均が３,２４８円であり、月あたり１,０４８円も安い。また、近隣や類似団体と比較しても安い状況である。

参考：合志市 ２,５９０円、菊池市 ３,６９０円、益城町 ３,２８４円、玉名市 ３,６１０円

（２）下水道使用料の改定目標設定

- ① 公共下水道使用料にあつては、毎年の赤字を解消するために国も指針として示している「経費回収率１００％」を目標とし、令和１０年度までに達成する。目標達成により毎年の経常損益をゼロにし、繰入金を７千万円程度に圧縮する。農業集落排水使用料にあつては、「公共下水道を基準に改定」を目標とする。
- ② 目標達成のための改定回数と改定期限については、早期の赤字解消は必要ではあるが、昨今の経済情勢を考慮し、２回の改定で、初回を令和６年４月使用分から１５％、２回目を令和１０年４月使用分から１４％とする。
- ③ 料金の改定パターン（増額分の振り分け）については、これまでの累進度合いを維持し、使用量によらず全体に同率で増額するものとする。

3. 付帯意見

今回、答申に用いた下水道使用料の改定目標については、令和4年3月改訂の大津町人口ビジョンによる人口の将来展望をもとに使用料収入の予測を行ったうえで、必要となる投資計画を加味し、令和6年度から10年度の事業収支を算定している。

ただ、近々の大津町の開発事業は目を見張るものがあり、マンション建設や宅地分譲等が加速度的に進められている印象である。

よって、人口増加の要素を注視しつつ、料金改定のあり方を見直さなければならぬ可能性のあることを意見として添えておく。

令和6年度は「大津町下水道事業経営戦略」の見直しの年であると聞き及んでいるので、最新の情報をもとに再度料金体系について精査されんことをお願いしたい。

4. 付属資料

【資料①】下水道使用料関係法規（抜粋）国の通知など

【資料②】下水道事業会計の決算状況（過去5年間）

【資料③】キャッシュフロー計算書（過去5年間）

【資料④】下水道事業の経費削減に向けた経営努力

【資料⑤】一般会計からの繰入金の目安について

【資料⑥】近隣、類似団体との経営指標比較

【資料⑦】県内の下水道使用料の月20m³使用料水準比較

【資料⑧】使用料体系の目指すべき方向性（4パターン比較結果）

【資料⑨】改定パターンごとの料金表（水量区分への改定額振り分け案）

【資料⑩】大津町下水道事業運営審議会名簿

下水道使用料関係法規（抜粋） 国の通知など

1. 法律

（1）地方公営企業法

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(2) 地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれ行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(3) 下水道法

(法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎し尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

- イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠きよである構造のもの
- ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、**条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。**

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 **能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。**

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(4) 大津町下水道条例

(使用料の徴収)

第23条 **町は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。**

2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金又は納入通知書により徴収する。

(使用料算定方法)

第24条 使用料の額は、毎使用月において**使用者が排除した汚水の量に應じ、別表第1に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加えた額とする。**

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合又は水道水とその他の水とを併用して使用した場合については、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

2. 通知等

(1) 下水道財政のあり方関係

① 第五次下水道財政研究委員会報告（提言）

第4 下水道財政のあり方

1 費用負担の基本的考え方

② 国、地方公共団体、使用者等の適正な費用負担原則 （省略）

また、使用者は、下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることに鑑み、原則として、下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき部分につき、その受益等に応じて適正な費用負担をすべきである。

【第五次下水道財政研究委員会の骨子】

1. 国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要であり、そのためには、適正な費用負担原則の確立を図ることが必要である。
2. 下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部（水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費等）を公費負担とすることが適当である。
3. 汚水にかかる資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが適当であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の実情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。

(2) 使用料関係

① 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和27年9月29日自乙発第245号）

第一章 第三節 四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである（法第21条第1項）が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること（法第21条第2項）。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支

上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること（地方自治法第228条）。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

② 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）

第二 — (4)「財源試算」のとりまとめ

②財源構成の検討

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

これらを踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

(ア) 料金の算定に当たっては、原価（減価償却費や資産維持費等を含む。）を基に料金を算定することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。

(3) 経営努力に関すること

① 平成17年1月21日 全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176 円/㎥（家庭用使用料3,119 円/20 ㎥・月）（H15 決算値）であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が135 円/㎥（家庭用使用料3,075 円/20 ㎥・月）（H15 決算値）であること等にかんがみ、まずは、使用料単価を150 円/㎥（家庭用使用料3,000 円/20 ㎥・月）に引き上げること。特に、資本費等汚水本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150 円/㎥を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注) 汚水処理原価:汚水処理経費を年間有収水量で除したもの

使用料単価:使用料収入を年間有収水量で除したもの

② 今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書（平成18年3月）

（P.9）

現状における各団体の下水道使用料の平均は月2,580 円/㎥（使用料単価ベース）であり、汚水処理経費に対する回収率は約6割に過ぎないが、個別に見ていくと汚水処理経費を使用料によってほぼ回収している事業がある一方で、汚水処理経費が高額であるにも係わらず使用料を低く設定している事業も見られる。汚水処理経費、とりわけ汚水資本費は処理区域内人口密度や処理規模の大小にも関連して団体、事業ごとにかなりの差があるが、いずれにしても経営努力による経営の効率化を図りながら使用料を適正な水準まで引き上げることは喫緊の課題である。

（P.16）

下水道事業における使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額等を勘案し、当面の間は全国平均として月3,000 円の水準を目途に適正化を図っていくべきである。

③ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省通知平成26年8月29日付）

第3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項 4 下水道（P.15）

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000 円/20 ㎥を前提として行われていることに留意すること。

④ 社会資本整備総合交付金交付要綱の改正

令和2年度以降、最低5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定することを交付要件とした。併せて、ロードマップの目標をクリアできない場合や使用料が150 円/㎥以下であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は、交付金の重点配分の対象としないとしている。

過去5年間決算状況（令和元年度以前は企業会計導入前につき参考値）

【資料②】

公共下水道

単位：千円（税抜）

区 分		年 度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	421,405	427,874	417,460	419,202	436,277
		(1) 料 金 収 入	420,229	418,191	416,686	418,739	436,054
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
		(3) そ の 他	1,176	9,683	774	463	223
		2. 営 業 外 収 益	102,710	82,253	75,379	297,212	283,285
		(1) 補 助 金	102,699	82,249	75,374	64,129	61,187
		他 会 計 補 助 金	102,609	82,209	75,324	64,015	61,087
		そ の 他 補 助 金	90	40	50	114	100
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入				220,116	221,908
		(3) そ の 他	11	4	5	12,967	190
		収 入 計 (C)	524,115	510,127	492,839	716,414	719,562
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用	231,303	246,973	225,526	726,813	722,400
		(1) 職 員 給 与 費	17,042	18,780	25,770	16,871	17,267
		基 本 給 与 費	17,042	18,780	25,770	16,871	17,267
		退 職 給 付 費					
		そ の 他 費					
		(2) 経 営 費	214,261	228,193	199,756	242,899	235,617
		動 力 費					
		修 繕 費	20,873	19,186	9,628	1,190	2,424
		材 料 費	77	14		97	45
		そ の 他	193,311	208,993	190,128	241,612	233,148
		(3) 減 価 償 却 費				467,043	469,516
		2. 営 業 外 費 用	68,210	59,101	52,624	49,114	44,071
		(1) 支 払 利 息	68,210	59,101	52,624	48,509	44,071
		(2) そ の 他				605	
		支 出 計 (D)	299,513	306,074	278,150	775,927	766,471
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	224,602	204,053	214,689	△ 59,513	△ 46,909
		特 別 利 益 (F)					
		特 別 損 失 (G)				5,268	198
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)				△ 5,268	△ 198
		当 年 度 純 利 益（又 は 純 損 失）(E)+(H)	224,602	204,053	214,689	△ 64,781	△ 47,107

単位：千円（税込）

区 分		年 度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 権	1. 企 業 債 権	235,000	182,400	340,700	137,600	302,400
		う ち 資 本 費 平 準 化 債 権					
		2. 他 会 計 出 資 金				140,528	134,437
		3. 他 会 計 補 助 金	135,893	88,857	67,516	17,523	19,745
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国（都道府県）補助金	164,595	150,927	280,840	94,340	300,288
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金	19,518	22,599	12,861	19,427	17,186
		9. そ の 他					
		計 (I)	555,006	444,783	701,917	409,418	774,056
		(I)のうち翌年度へ繰り越さ (J)					
		純 計 (I)-(J) (K)	555,006	444,783	701,917	409,418	774,056
収 入 支 出	1. 建 設 改 良 費	1. 建 設 改 良 費	377,646	323,062	641,466	251,730	645,067
		う ち 職 員 給 与 費	15,221	12,004	12,444	18,338	21,553
		2. 企 業 債 償 還 金	411,700	364,007	299,659	305,349	311,476
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
		5. そ の 他					
		計 (L)	789,346	687,069	941,125	557,079	956,543
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (M)	234,340	242,286	239,208	147,661	182,487
		収支再差引 (E)+(H)-(M) (N)	△ 9,738	△ 38,233	△ 24,519		

過去5年間決算状況（令和元年度以前は企業会計導入前につき参考値）

農業集落排水

単位：千円（税抜）

区 分		年 度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	28,293	28,680	29,134	29,970	30,322
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	28,273	28,652	29,108	29,954	30,300
		(3) そ の 他	20	28	26	16	22
		2. 営 業 外 収 益	34,969	38,798	32,202	87,634	87,996
		(1) 補 助 金	32,127	38,768	32,181	39,309	39,659
		他 会 計 補 助 金	32,127	32,768	27,181	39,309	39,659
		そ の 他 補 助 金		6,000	5,000		
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入				48,297	48,314
		(3) そ の 他	2,842	30	21	28	23
	収 入 計 (C)		63,262	67,478	61,336	117,604	118,318
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	27,728	35,918	36,255	130,061	132,230
		基 本 給 与 費				4,466	6,541
		退 職 給 付 費				4,466	6,541
		そ の 他					
		(2) 経 営 費	27,728	35,918	36,255	30,188	30,265
		動 力 費	7,639	7,882	7,264	7,584	8,452
		修 繕 費	839	4,056	2,664	3,427	2,465
		材 料 費		19			
		そ の 他	19,250	23,961	26,327	19,177	19,348
		(3) 減 価 償 却 費				95,407	95,424
	2. 営 業 外 費 用		29,990	28,709	27,401	26,067	24,708
	(1) 支 払 利 息		29,990	28,709	27,401	26,067	24,708
		(2) そ の 他					
		支 出 計 (D)	57,718	64,627	63,656	156,128	156,938
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		5,544	2,851	△ 2,320	△ 38,524	△ 38,620
	特 別 利 益 (F)						
	特 別 損 失 (G)					806	70
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)					△ 806	△ 70
	当 年 度 純 利 益（又 は 純 損 失）(E)+(H)		5,544	2,851	△ 2,320	△ 39,330	△ 38,690

単位：千円（税込）

区 分		年 度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 債	う ち 資 本 費 平 準 化 債					
		2. 他 会 計 出 資 金				69,865	71,166
		3. 他 会 計 補 助 金	63,684	54,191	68,532		
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国（都道府県）補助金					
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金	500	1,098	5,521	900	3,780
		9. そ の 他					
	計 (I)		64,184	55,289	74,053	70,765	74,946
	(I)のうち翌年度へ繰り越さ (J)						
	純 計 (I)-(J) (K)		64,184	55,289	74,053	70,765	74,946
収 益 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	う ち 職 員 給 与 費				23	23
		2. 企 業 債 償 還 金	65,537	67,224	68,532	69,865	71,225
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
	計 (L)		65,537	67,224	68,532	69,888	71,248
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (M)		1,353	11,935	△ 5,521	△ 877	△ 3,698
	収支再差引 (E)+(H)-(M) (N)		4,191	△ 9,084	3,201		

過去5年間のキャッシュフロー計算書（公共）

【資料③】

平成 29 年度 キャッシュフロー計算書 （年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 313,514,550
人件費支出	△ 17,428,368
営業収入	453,884,500
負担金、補助金等収入	126,959,000
小計	249,900,582
利息及び配当金の受取額	11,075
業務活動によるキャッシュ・フロー	249,911,657

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 363,343,445
国庫補助金等による収入	184,202,500
基金繰入による支出	△ 11,075
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 179,152,020

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	248,900,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 411,700,296
その他の企業債による収入	0
他会計からの出資による収入	111,543,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,257,296

資金増加額	19,502,341
-------	------------

資金期首残高	30,689,595
--------	------------

資金期末残高	50,191,936
--------	------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（公共）

平成 30 年度 キャッシュフロー計算書（年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 317,054,826
人件費支出	△ 16,974,000
営業収入	461,209,750
負担金、補助金等収入	97,270,239
小計	224,451,163
利息及び配当金の受取額	4,407
業務活動によるキャッシュ・フロー	224,455,570

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 313,356,929
国庫補助金等による収入	173,565,650
基金繰入による支出	△ 4,407
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 139,795,686

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	194,100,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 364,007,292
その他の企業債による収入	0
他会計からの出資による収入	74,548,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 95,359,292

資金増加額	△ 10,699,408
-------	--------------

資金期首残高	50,191,936
--------	------------

資金期末残高	39,492,528
--------	------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（公共）

令和 元 年度 キャッシュフロー計算書 （年次）

（令和 2年 4月 1日 から 令和 3年 3月31日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 264,904,642
人件費支出	△ 20,468,700
営業収入	430,432,050
負担金、補助金等収入	78,097,000
小計	223,155,708
利息及び配当金の受取額	4,509
業務活動によるキャッシュ・フロー	223,160,217

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 396,628,919
国庫補助金等による収入	293,751,490
基金繰入による支出	△ 4,509
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 102,881,938

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	340,700,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 299,659,103
その他の企業債による収入	0
他会計からの出資による収入	64,743,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,783,897

資金増加額	226,062,176
-------	-------------

資金期首残高	39,492,528
--------	------------

資金期末残高	265,554,704
--------	-------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（公共）

令和 2 年度 キャッシュフロー計算書 （年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 315,298,085
人件費支出	△ 19,176,074
営業収入	430,451,983
負担金、補助金等収入	64,125,000
小計	160,102,824
利息及び配当金の受取額	4,444
業務活動によるキャッシュ・フロー	160,107,268

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 421,830,181
国庫補助金等による収入	130,727,503
基金繰入による支出	△ 4,444
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 291,107,122

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	106,200,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 305,348,893
その他の企業債による収入	31,400,000
他会計からの出資による収入	140,528,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,220,893

資金増加額	△ 158,220,747
-------	---------------

資金期首残高	265,554,704
--------	-------------

資金期末残高	107,333,957
--------	-------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（公共）

令和 3 年度 キャッシュフロー計算書 （年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 315,388,179
人件費支出	△ 19,226,392
営業収入	480,269,225
負担金、補助金等収入	61,187,000
小計	206,841,654
利息及び配当金の受取額	881
業務活動によるキャッシュ・フロー	206,842,535

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 372,007,090
国庫補助金等による収入	337,153,428
基金繰入による支出	△ 881
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,854,543

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	266,100,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 311,475,981
その他の企業債による収入	36,300,000
他会計からの出資による収入	134,437,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	125,361,019

資金増加額	297,349,011
-------	-------------

資金期首残高	107,333,957
--------	-------------

資金期末残高	404,682,968
--------	-------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（農集）

平成 29 年度 キャッシュフロー計算書（年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 59,434,631
人件費支出	0
営業収入	33,761,410
負担金、補助金等収入	32,127,000
小計	6,453,779
利息及び配当金の受取額	16,627
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,470,406

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 495,920
有形固定資産の売り払いによる収入	2,825,644
国庫補助金等による収入	499,160
基金繰入による支出	△ 16,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,812,257

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 65,537,068
その他の企業債による収入	0
他会計からの出資による収入	63,684,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,853,068

資金増加額	7,429,595
-------	-----------

資金期首残高	9,034,196
--------	-----------

資金期末残高	16,463,791
--------	------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（農集）

平成 30 年度 キャッシュフロー計算書（年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 60,942,891
人件費支出	0
営業収入	34,367,950
負担金、補助金等収入	32,768,000
小計	6,193,059
利息及び配当金の受取額	29,763
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,222,822

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 6,551,875
国庫補助金等による収入	7,097,840
基金繰入による支出	△ 29,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	516,202

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 67,223,698
その他の企業債による収入	
他会計からの出資による収入	54,191,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,032,698

資金増加額	△ 6,293,674
-------	-------------

資金期首残高	16,463,791
--------	------------

資金期末残高	10,170,117
--------	------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（農集）

令和 元 年度 キャッシュフロー計算書 （年次）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 57,000,920
人件費支出	0
営業収入	29,320,860
負担金、補助金等収入	27,181,000
小計	△ 499,060
利息及び配当金の受取額	21505
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 477,555

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 5,320,560
国庫補助金等による収入	10,521,000
基金繰入による支出	△ 21,505
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,178,935

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 68,531,364
その他の企業債による収入	0
他会計からの出資による収入	68,532,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	636

資金増加額	4,702,016
-------	-----------

資金期首残高	10,170,117
--------	------------

資金期末残高	14,872,133
--------	------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（農集）

令和 2 年度 キャッシュフロー計算書 （年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 63,061,356
人件費支出	△ 4,113,803
営業収入	32,660,200
負担金、補助金等収入	39,309,000
小計	4,794,041
利息及び配当金の受取額	20,703
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,814,744

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	900,000
基金繰入による支出	△ 20,703
投資活動によるキャッシュ・フロー	879,297

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 69,864,995
その他の企業債による収入	0
他会計からの出資による収入	69,865,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	5

資金増加額	5,694,046
-------	-----------

資金期首残高	14,872,133
--------	------------

資金期末残高	20,566,179
--------	------------

過去5年間のキャッシュフロー計算書（農集）

令和 3 年度 キャッシュフロー計算書 （年次）

（令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで）

（直接法）

キャッシュ・フロー項目

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入等による支出	△ 56,847,961
人件費支出	△ 6,029,797
営業収入	33,131,860
負担金、補助金等収入	39,659,000
小計	9,913,102
利息及び配当金の受取額	20,769
業務活動によるキャッシュ・フロー	9,933,871

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	3,960,000
基金繰入による支出	△ 20,769
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,939,231

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 71,225,095
その他の企業債による収入	0
他会計からの出資による収入	71,166,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,095

資金増加額	13,814,007
資金期首残高	20,566,179
資金期末残高	34,380,186

下水道事業の経費削減に向けた経営努力

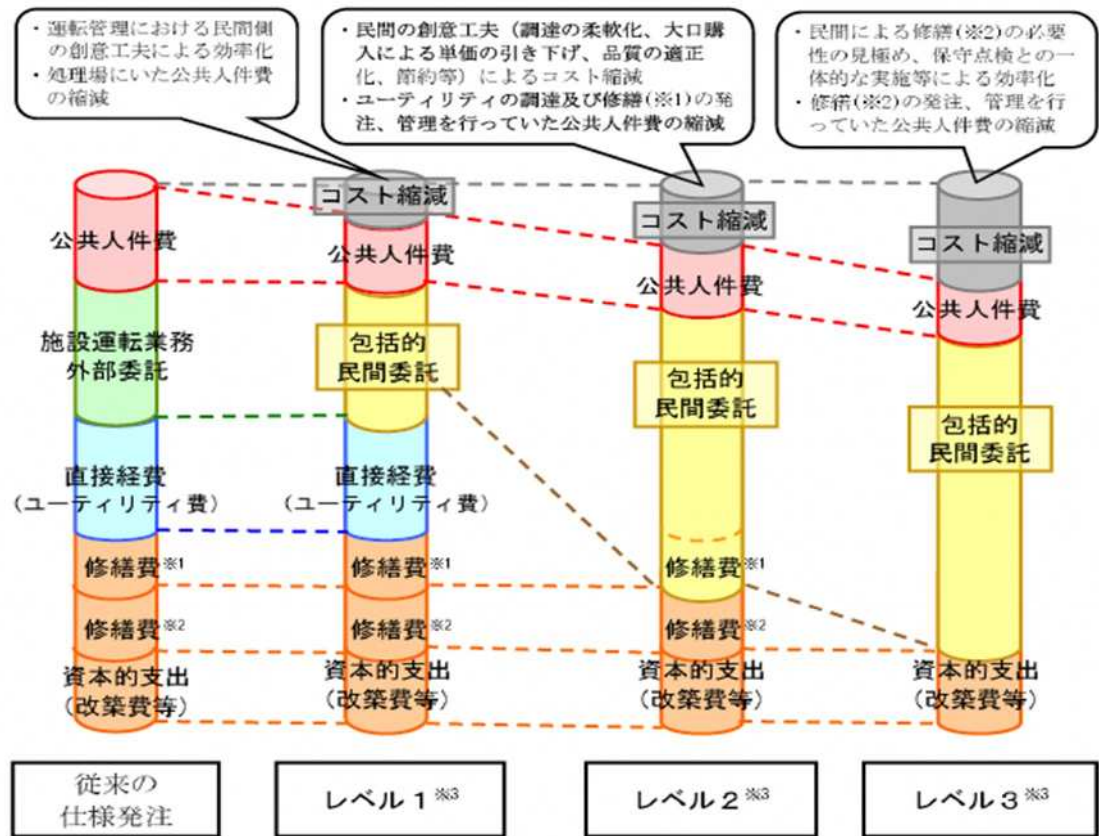
① 下水道従事職員数比較



包括的民間委託

処理場等の維持管理業務を民間委託

- ・ 複数年の契約 3年間の契約による安定性確保
- ・ 性能発注 放流水質基準を効率的な運転管理
- ・ コスト縮減 民間の創意工夫による縮減



※1：一件当たりの金額が一定額以下の修繕を指す。
 ※2：一件当たりの金額が一定金額以上で、資本的支出に該当しない修繕を指す。
 ※3：委託レベルは、下表参照。

委託レベルの定義

項目	業務範囲
レベル1	運転管理（水質管理、運転操作、保守点検等）の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティ（電気、ガス、水道、薬品類等）の調達及び管理を含めた委託、また、これに加えて一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含める場合もある。
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた委託

② 維持管理コストの縮減に向けた取り組み

【処理場】包括的民間委託（3年契約、性能発注方式）

より効率的な維持管理のため、平成20年度から導入している

●導入によるコスト縮減効果

平成20年度から3年間で、従来の委託方式の場合と、包括的民間委託の場合で比較受託者からの発注による単価抑制や、従事する町職員の人件費削減などにより、3年間で約4千4百万円のコスト縮減効果

令和5年度からの包括委託についても、3年間で約4千万のコスト縮減効果が算定されている

●運転方法によるコスト縮減

場内にあるポンプ類の2台交互運転の徹底や、水質状況に合わせたブロー運転を徹底することで、設備の延命化、電気代や薬品代の削減に努めている。（污泥処理施設も同様）

●その他のコスト縮減

事業所内の電気使用は、デマンド管理を徹底し、設定以上の使用を抑制している。物品購入は数社からの見積徴収を基本としている。また、役場を含めた各関係機関とのやり取りはメールを最大活用し、郵送費や書類の削減を行っている。

（町側は毎月、電力使用量や薬品資料量を確認し、適正な維持管理が行われているかをモニタリングしている。）

【下水道本管等】※後に減価償却として費用計上されるもの

●施設の新設時のコスト縮減

下水道本管設置は、設計指針の流速（0.6m～3.0m/秒）は確保しつつ、可能な限り低勾配で設計する。これにより、掘削土量を抑制し、工事費が削減される。

下水道マンホールについては、維持管理の関係で1号人孔（内径90cm：概算工事費65万円/1基）を基本とするが、起点部や合流部でない箇所など、施工条件によっては、小口径マンホール（内径30cm：概算工事費25万円/1基）を入れ、工事費が削減されるように設計している。

【処理場・下水道本管等共通】※後に減価償却として費用計上されるもの

●施設の更新について

処理場、下水道本管共に「ストックマネジメント」に取り組んでいる。「ストックマネジメント事業」とは、国の補助事業の一つで、過去に整備した施設について、非効率な更新とならないよう、現状の劣化状況などを調査したうえで、更新する施設の優先順位を明確にしながら5年程度のスパンで計画的に更新していく事業。

（※投資については、可能な限り国庫補助を活用することで、後の使用料による負担を軽減させることとしている。）

これから実施予定の経費削減施策

●汚水処理施設の統廃合

錦野浄化センター（農業集落排水）を廃止し、大津町浄化センター（公共下水道）へ接続予定（2031 年予定）

矢護川浄化センター（農業集落排水）を廃止し、杉水浄化センター（農業集落排水）へ統廃合予定（2031 年予定）

汚水処理施設の廃止により、接続管渠やポンプ施設の新設が必要となるものの、汚水処理施設の更新費用、維持管理費用のコスト削減メリットが大きい。

一般会計からの繰入金の目安について

○総務省通知「地方公営企業繰出金について」において「基準内繰入金」が定められている。（抜粋）

- ・下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- ・臨時財政特例債の償還に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る手当等の一部（児童手当他）
- ・地方公営企業の適用に要する経費など

○令和３年度における繰入金の状況

繰入金のうち基準内繰入金は、収益的収支では下水道事業債利子（特別措置分）が 796 千円で臨時財政特例債利子が 239 千円の合計 1,035 千円が対象

資本的収支では、下水道事業債元金（特別措置分）が 37,491 千円、臨時財政特例債元金が 3,025 千円、合計 40,516 千円であり、収益的収支と資本的収支を合計した 41,551 千円が基準内繰入金となる。

実際の繰入金は、不足額する 173,718 千円を基準外で加算し、215,269 千円を繰り入れて収支バランスを保っている。

○国が示す下水道使用料金体系のあり方

社会資本整備総合交付金事業対象の要件（抜粋）

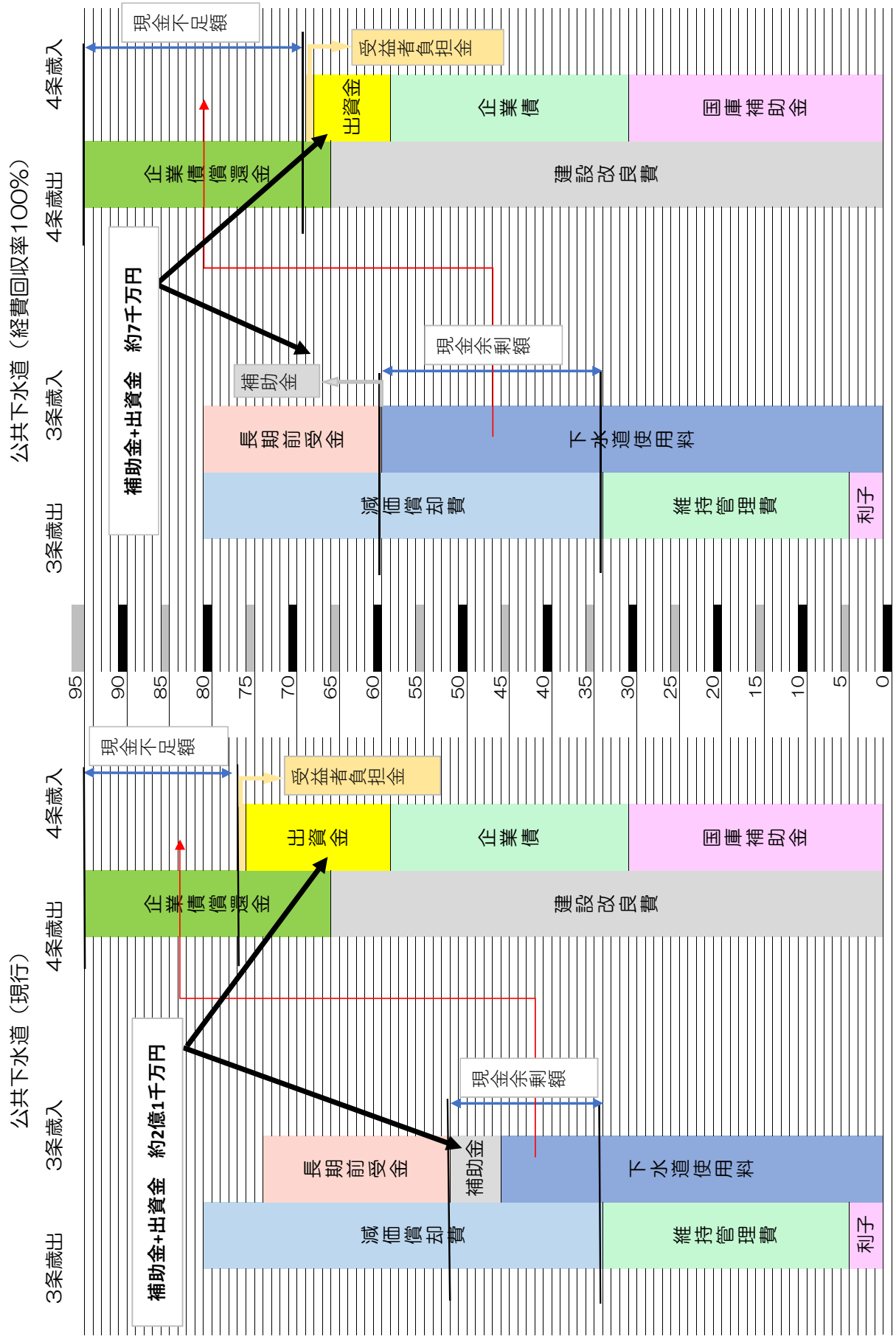
- ・公営企業会計移行済みの自治体について、令和２年度以降、少なくとも５年に１回の頻度で経費回収率向上に向けたロードマップ策定すること



国が求めているのは「経費回収率」の向上、つまり収益的収支における「污水处理費」を使用料で回収できるようロードマップを策定し、それに基づく料金改定を実施していくことである

経費回収率 100%の料金改定を実施してもなお不足する約 7 千万円については、下水道の持つインフラ整備の公益性に鑑み、資本的収支において、一般会計からの繰入金を受け入れることは可能であり、ひとつの目安ではないかと考える。

経費回収率100%のイメージ図（公共下水道）



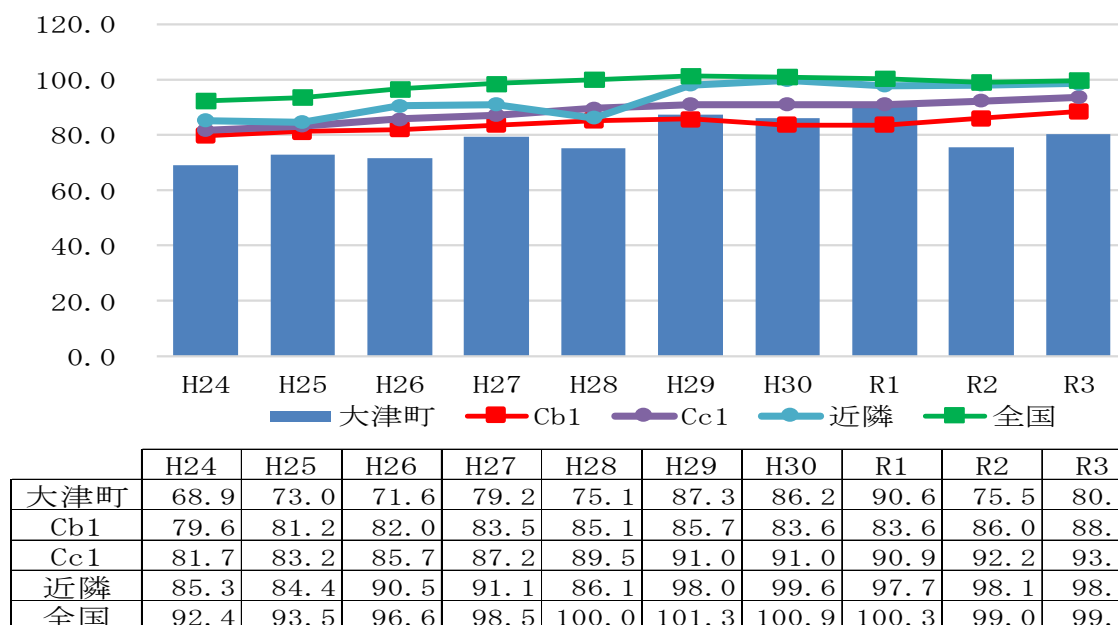
近隣・類似団体との経営指標比較

【資料⑥】

経費回収率（公共下水道事業）

大津町の経費回収率は、他団体と比較すると低い。

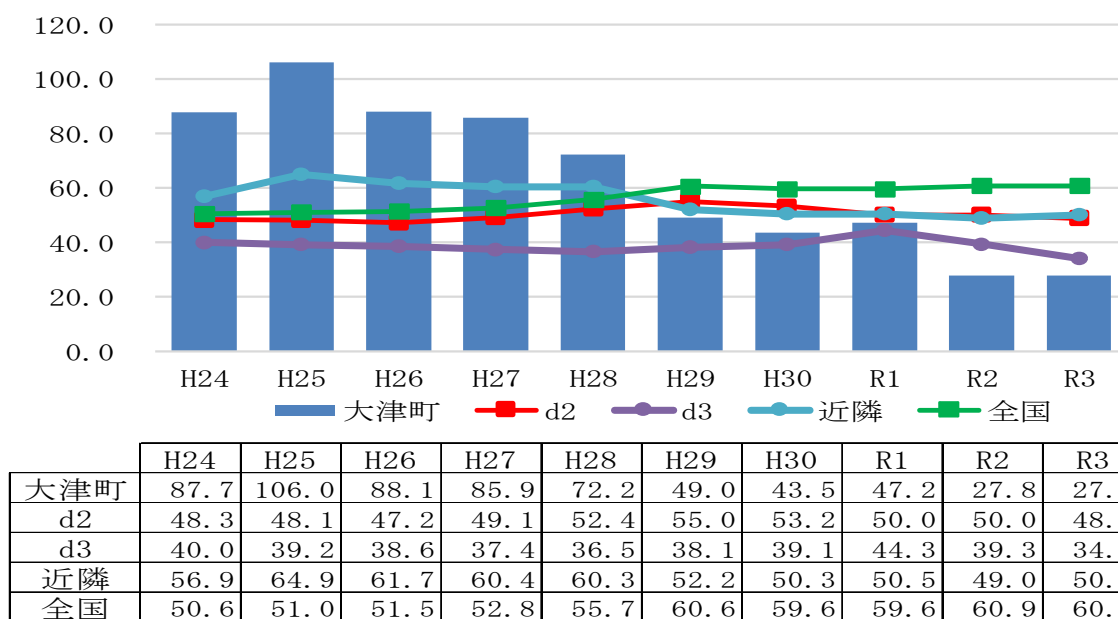
全国平均は 100%に近く、近隣平均も全国平均をやや下回る程度である。



経費回収率（農業集落排水事業）

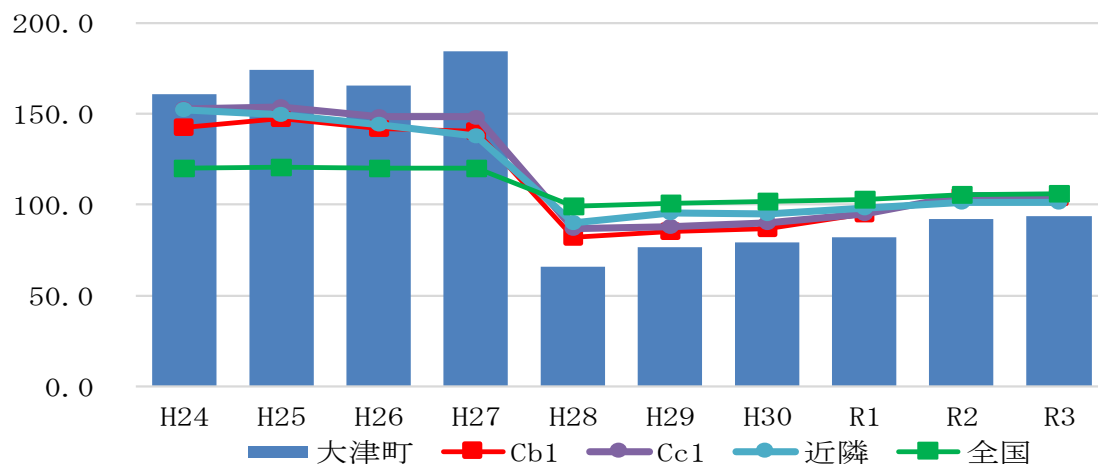
大津町の経費回収率は、他団体と比較すると低い。

全国平均は約 60%であり、近隣平均は約 50%となっている。



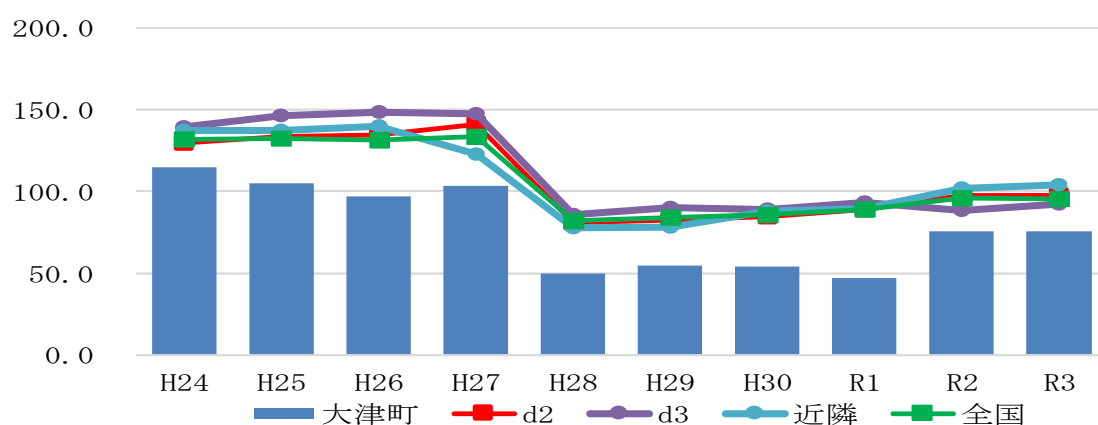
経常収支比率（公共下水道事業）

大津町の経常収支比率は、他団体と比較するとやや低い。
全国平均、近隣平均とも 100%を上回ることが多い。



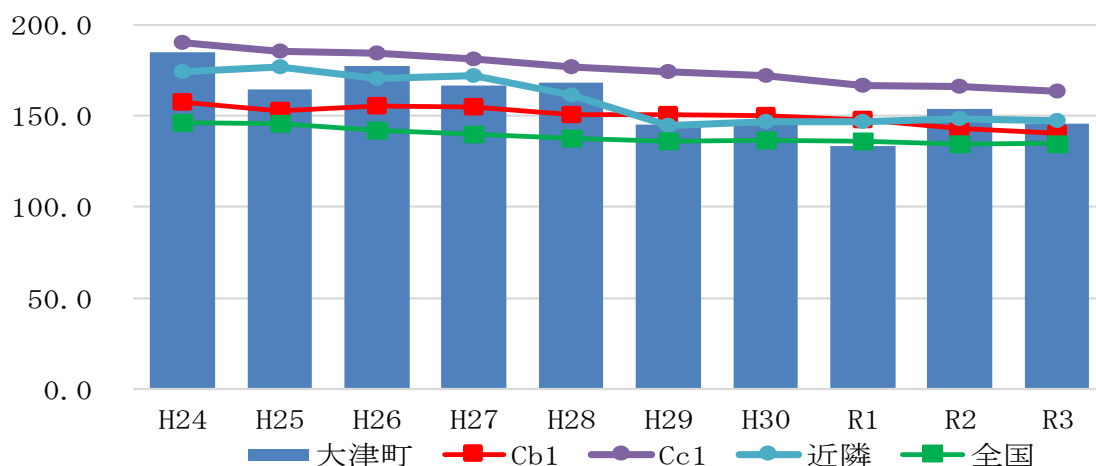
経常収支比率（農業集落排水事業）

大津町の経常収支比率は、他団体と比較すると低い。
全国平均、近隣平均とも 100%に近く、差がある。



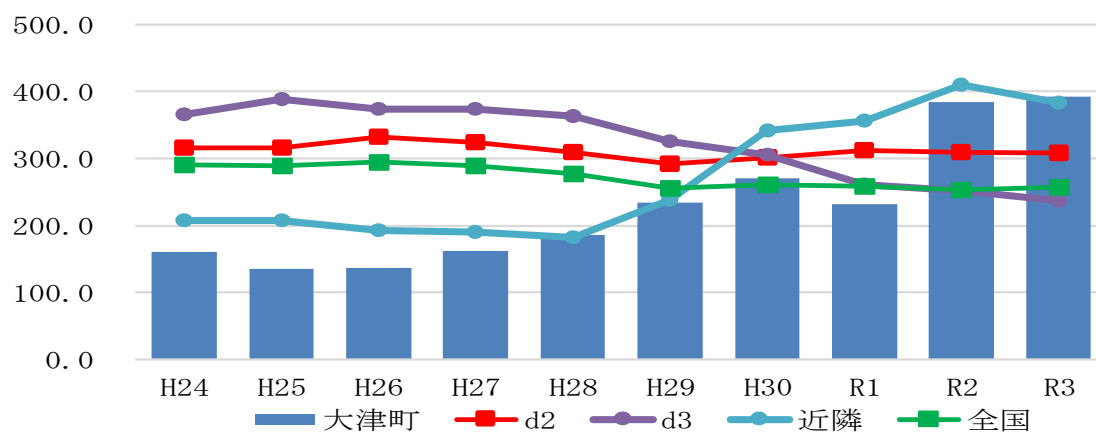
汚水処理原価（公共下水道事業）

大津町の汚水処理原価は、年によって増減があるものの緩やかな減少傾向。
 全国平均よりも高いことが多く、近隣団体と同程度である。



汚水処理原価（農業集落排水事業）

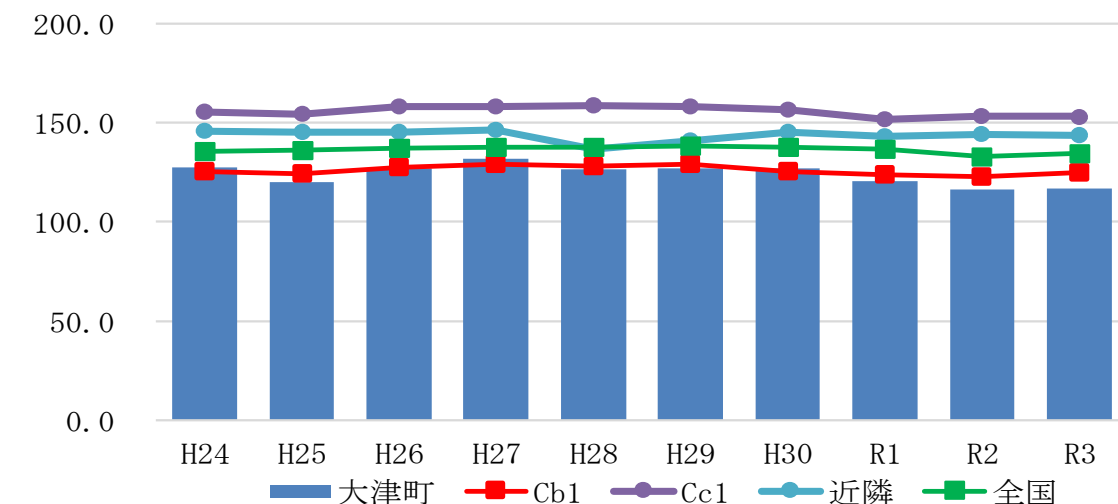
大津町の汚水処理原価は、年によって変動はあるものの上昇傾向にある。
 近隣団体と同様の傾向となっている。近年は全国平均を上回っている。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大津町	161.1	134.7	136.4	161.9	185.6	234.8	270.6	231.6	384.4	392.6
d2	315.8	315.7	332.9	323.8	309.2	292.7	301.6	311.9	310.0	307.7
d3	365.2	388.4	373.8	374.5	362.8	325.3	305.1	260.8	251.5	236.7
近隣	207.7	207.0	192.6	189.6	182.3	237.9	341.1	356.6	409.6	382.8
全国	291.0	290.0	295.1	289.8	277.0	255.8	261.0	258.0	253.0	257.0

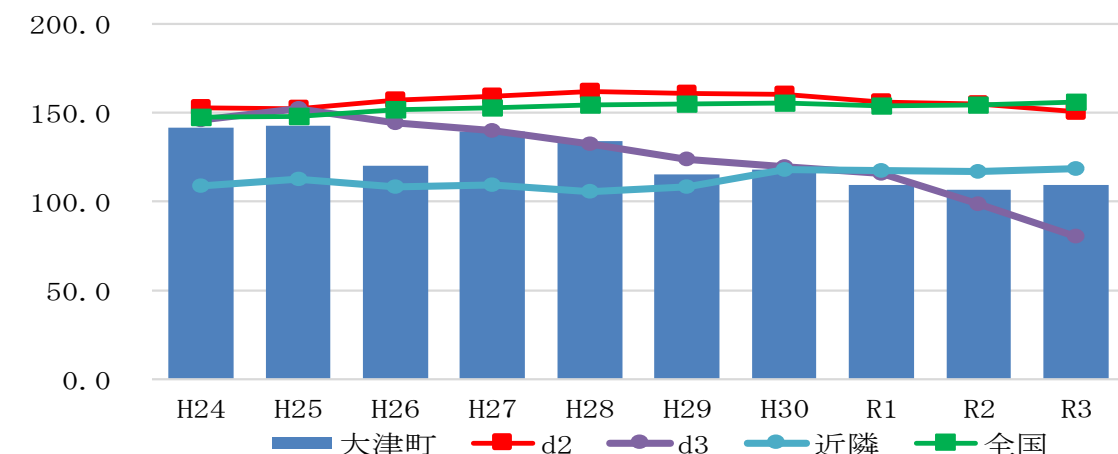
使用料単価（公共下水道事業）

大津町の使用料単価は、近隣団体や全国平均と比較して低い水準にある。



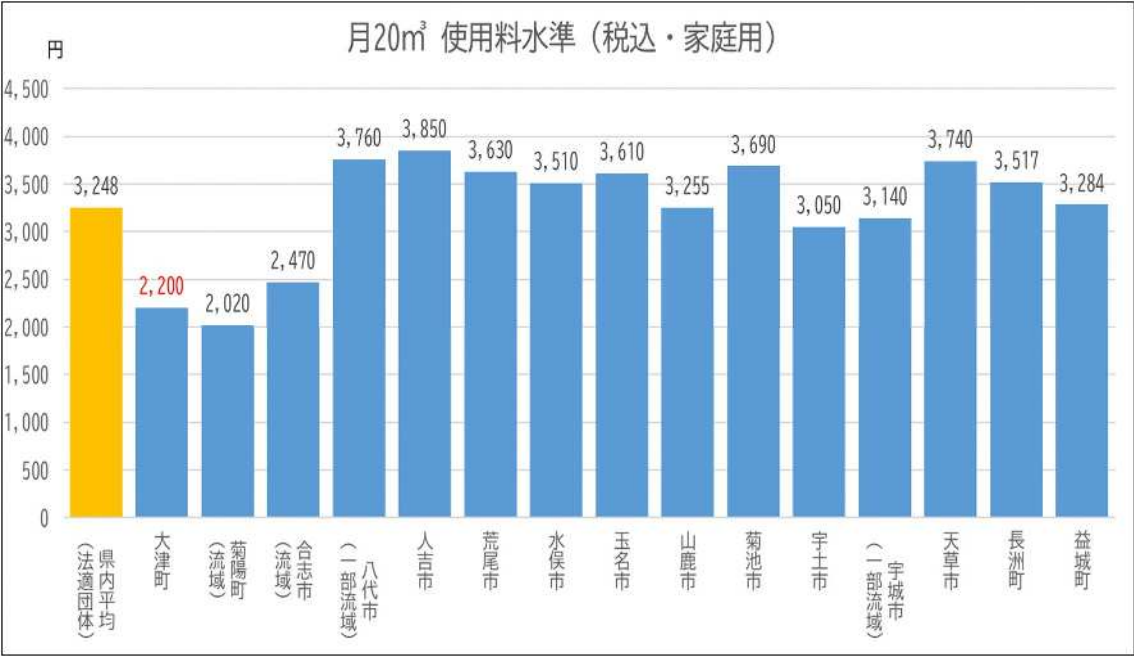
使用料単価（農業集落排水事業）

大津町の使用料単価は、近隣団体と同程度であるが、全国平均を下回っている。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大津町	141.2	142.8	120.2	139.1	134.1	115.1	117.7	109.3	106.8	109.5
d2	152.6	152.0	157.2	159.1	161.9	160.9	160.4	156.0	155.0	150.5
d3	146.0	152.2	144.1	140.0	132.4	124.0	119.4	115.6	98.7	80.6
近隣	109.0	112.4	108.2	109.1	105.6	108.2	117.9	117.2	116.9	118.6
全国	147.2	148.0	151.9	153.0	154.2	155.0	155.6	153.7	154.2	155.9

熊本県内の公共下水道事業の月 20 m³使用料水準比較



熊本県内の農業集落排水事業の月 20 m³使用料水準比較



使用料体系の目指すべき方向性（次頁改定案から決定）【資料⑧】

※R6～R10予測より

公共下水道	現行	経費回収率100%
使用料単価（円）	117	153
使用料改定率（%）	—	30.77%
使用料収入（千円）	2,331,576/5年 466,315/年	3,048,984/5年 609,797/年
経費回収率（%）	76.66%	100.25%
経常収支比率（%）	90.04%	100.18%
繰入金合計（千円）	1,055,069/5年 211,014/年	337,661/5年 67,532/年
経常損益（千円）	△420,847/5年 △84,169/年	7,671/5年 1,534/年

農業集落排水	現行	公共下水道 を基準にUP
使用料単価（円）	110	144
使用料改定率（%）	—	30.91%
使用料収入（千円）	141,460/5年 28,292/年	185,184/5年 37,037/年
経費回収率（%）	27.80%	36.39%
経常収支比率（%）	69.69%	69.69%
繰入金合計（千円）	548,977/5年 109,795/年	505,253/5年 101,051/年
経常損益（千円）	△221,383/5年 44,277/年	△221,383/5年 44,277/年

料金改定パターン別の比較（公共）

	現行	目安① 経費回収率100%	目安② 使用料単価 150円	目安③ 経常収支比率 100%	目安④ 現行使用料12% 上乘せ
使用料単価 (円)	117	153	150	149	132
使用料改定率 (%)	—	30.77%	28.21%	27.35%	12.82%
使用料収入 (千円)	2,331,576/5年 466,315/年	3,048,984/5年 609,797/年	2,989,200/5年 597,840/年	2,969,272/5年 593,854/年	2,630,496/5年 526,099/年
経費回収率 (%)	76.66%	100.25%	98.29%	97.63%	86.49%
経常収支比率 (%)	90.04%	100.18%	100.81%	100.34%	92.32%
繰入金合計 (千円)	1,055,069/5年 211,014/年	337,661/5年 67,532/年	397,445/5年 79,489/年	417,373/5年 83,475/年	756,149/5年 151,230/年
経常損益 (千円)	△420,847/5年 △84,169/年	7,671/5年 1,534/年	34,222/5年 6,844/年	14,294/5年 2,859/年	△324,482/5年 △64,896/年

料金改定パターン別の比較（農集）

	現行	目安① 経費回収率100%	目安② 使用料単価 150円	目安③ 公共目安① を基準にUP	目安④ 現行使用料12% 上乘せ
使用料単価 (円)	110	396	150	144	124
使用料改定率 (%)	—	260.00%	36.36%	30.91%	12.73%
使用料収入 (千円)	141,460/5年 28,292/年	509,256/5年 101,851/年	192,900/5年 38,580/年	185,184/5年 37,037/年	159,464/5年 31,893/年
経費回収率 (%)	27.80%	100.06%	37.90%	36.39%	31.33%
経常収支比率 (%)	69.69%	100.04%	69.69%	69.69%	69.69%
繰入金合計 (千円)	548,977/5年 109,795/年	181,181/5年 36,236/年	497,537/5年 99,507/年	505,253/5年 101,051/年	530,973/5年 106,195/年
経常損益 (千円)	△221,383/5年 44,277/年	325/5年 65/年	△221,383/5年 44,277/年	△221,383/5年 44,277/年	△221,383/5年 44,277/年

改定パターンごとの料金表

【資料⑨】

公共下水道（改定１回）

現行料金		全体に同額			従量累進（基本据置）			基本料金のみ			全体に同率			従量累進（基本含む）		
現行料金		改定パターン１			改定パターン２			改定パターン３			改定パターン４			改定パターン５		
水量区分 (㎡/月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	1,080	280	35.0%	800	0	0.0%	1,860	1,060	132.5%	1,045	245	30.6%	1,000	200	25.0%
9 ～ 20	100	135	35	35.0%	140	40	40.0%	100	0	0.0%	131	31	31.0%	130	30	30.0%
21 ～ 30	110	145	35	31.8%	155	45	40.9%	110	0	0.0%	144	34	30.9%	145	35	31.8%
31 ～ 40	120	155	35	29.2%	170	50	41.7%	120	0	0.0%	157	37	30.8%	160	40	33.3%
41 ～	130	165	35	26.9%	185	55	42.3%	130	0	0.0%	170	40	30.8%	175	45	34.6%
税 込 み	10㎡…1,100円 20㎡…2,200円 30㎡…3,410円 40㎡…4,730円 50㎡…6,160円	10㎡…1,480円 20㎡…2,970円 30㎡…4,560円 40㎡…6,270円 50㎡…8,080円	10㎡…1,180円 20㎡…2,720円 30㎡…4,430円 40㎡…6,300円 50㎡…8,330円	10㎡…2,260円 20㎡…3,360円 30㎡…4,570円 40㎡…5,890円 50㎡…7,320円	10㎡…1,430円 20㎡…2,870円 30㎡…4,460円 40㎡…6,180円 50㎡…8,050円	10㎡…1,380円 20㎡…2,810円 30㎡…4,410円 40㎡…6,170円 50㎡…8,090円										

※工業用水道については従来どおり水量区分41㎡以上の単価と同額とする

農業集落排水（改定１回）

現行料金		全体に同額			従量累進（基本据置）			基本料金のみ			全体に同率			従量累進（基本含む）		
現行料金		改定パターン１			改定パターン２			改定パターン３			改定パターン４			改定パターン５		
水量区分 (㎡/月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	1,080	280	35.0%	800	0	0.0%	1,860	1,060	132.5%	1,045	245	30.6%	1,000	200	25.0%
9 ～ 20	100	135	35	35.0%	140	40	40.0%	100	0	0.0%	131	31	31.0%	130	30	30.0%
21 ～ 30	110	145	35	31.8%	155	45	40.9%	110	0	0.0%	144	34	30.9%	145	35	31.8%
31 ～ 40	120	155	35	29.2%	170	50	41.7%	120	0	0.0%	157	37	30.8%	160	40	33.3%
41 ～	130	165	35	26.9%	185	55	42.3%	130	0	0.0%	170	40	30.8%	175	45	34.6%
基本料金	1,500	1,950	450	30.0%	1,500	0	0.0%	2,350	850	56.7%	1,950	450	30.0%	1,800	300	20.0%
人員等割	500	650	150	30.0%	790	290	58.0%	500	0	0.0%	650	150	30.0%	700	200	40.0%
税 込 み	10㎡…1,100円 20㎡…2,200円 30㎡…3,410円 40㎡…4,730円 50㎡…6,160円	10㎡…1,480円 20㎡…2,970円 30㎡…4,560円 40㎡…6,270円 50㎡…8,080円	10㎡…1,180円 20㎡…2,720円 30㎡…4,430円 40㎡…6,300円 50㎡…8,330円	10㎡…2,260円 20㎡…3,360円 30㎡…4,570円 40㎡…5,890円 50㎡…7,320円	10㎡…1,430円 20㎡…2,870円 30㎡…4,460円 40㎡…6,180円 50㎡…8,050円	10㎡…1,380円 20㎡…2,810円 30㎡…4,410円 40㎡…6,170円 50㎡…8,090円										
税 込 み	1人…2,200円 2人…2,750円 3人…3,300円 4人…3,850円 5人…4,400円	1人…2,860円 2人…3,570円 3人…4,290円 4人…5,000円 5人…5,720円	1人…2,510円 2人…3,380円 3人…4,250円 4人…5,120円 5人…5,990円	1人…3,130円 2人…3,680円 3人…4,230円 4人…4,780円 5人…5,330円	1人…2,860円 2人…3,570円 3人…4,290円 4人…5,000円 5人…5,720円	1人…2,750円 2人…3,520円 3人…4,290円 4人…5,060円 5人…5,830円										

改定パターンごとの料金表

公共下水道（改定２回）

		全体に同額			従量累進（基本据置）			基本料金のみ			全体に同率			従量累進（基本含む）		
現行料金		改定パターン１			改定パターン２			改定パターン３			改定パターン４			改定パターン５		
水量区分 (m³/月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	936	136	17.0%	800	0	0.0%	1,300	500	62.5%	916	116	14.5%	880	80	10.0%
9 ～ 20	100	117	17	17.0%	115	15	15.0%	100	0	0.0%	115	15	15.0%	110	10	10.0%
21 ～ 30	110	127	17	15.5%	130	20	18.2%	110	0	0.0%	126	16	14.5%	125	15	13.6%
31 ～ 40	120	137	17	14.2%	145	25	20.8%	120	0	0.0%	138	18	15.0%	140	20	16.7%
41 ～	130	147	17	13.1%	160	30	23.1%	130	0	0.0%	149	19	14.6%	155	25	19.2%
税 込 み	10m³…1,100円 20m³…2,200円 30m³…3,410円 40m³…4,730円 50m³…6,160円	10m³…1,280円 20m³…2,570円 30m³…3,970円 40m³…5,470円 50m³…7,090円			10m³…1,130円 20m³…2,390円 30m³…3,820円 40m³…5,420円 50m³…7,180円			10m³…1,650円 20m³…2,750円 30m³…3,960円 40m³…5,280円 50m³…6,710円			10m³…1,260円 20m³…2,520円 30m³…3,910円 40m³…5,420円 50m³…7,060円			10m³…1,210円 20m³…2,420円 30m³…3,790円 40m³…5,330円 50m³…7,040円		

※工業用水道については従来どおり水量区分41m³以上の単価と同額とする

農業集落排水（改定２回）

		全体に同額			従量累進（基本据置）			基本料金のみ			全体に同率			従量累進（基本含む）		
現行料金		改定パターン１			改定パターン２			改定パターン３			改定パターン４			改定パターン５		
水量区分 (m³/月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	936	136	17.0%	800	0	0.0%	1,300	500	62.5%	916	116	14.5%	880	80	10.0%
9 ～ 20	100	117	17	17.0%	115	15	15.0%	100	0	0.0%	115	15	15.0%	110	10	10.0%
21 ～ 30	110	127	17	15.5%	130	20	18.2%	110	0	0.0%	126	16	14.5%	125	15	13.6%
31 ～ 40	120	137	17	14.2%	145	25	20.8%	120	0	0.0%	138	18	15.0%	140	20	16.7%
41 ～	130	147	17	13.1%	160	30	23.1%	130	0	0.0%	149	19	14.6%	155	25	19.2%
基本料金	1,500	1,720	220	14.7%	1,500	0	0.0%	1,920	420	28.0%	1,720	220	14.7%	1,650	150	10.0%
人員等割	500	575	75	15.0%	645	145	29.0%	500	0	0.0%	575	75	15.0%	600	100	20.0%
税 込 み	10m³…1,100円 20m³…2,200円 30m³…3,410円 40m³…4,730円 50m³…6,160円	10m³…1,280円 20m³…2,570円 30m³…3,970円 40m³…5,470円 50m³…7,090円			10m³…1,130円 20m³…2,390円 30m³…3,820円 40m³…5,420円 50m³…7,180円			10m³…1,650円 20m³…2,750円 30m³…3,960円 40m³…5,280円 50m³…6,710円			10m³…1,260円 20m³…2,520円 30m³…3,910円 40m³…5,420円 50m³…7,060円			10m³…1,210円 20m³…2,420円 30m³…3,790円 40m³…5,330円 50m³…7,040円		
税 込 み	1人…2,200円 2人…2,750円 3人…3,300円 4人…3,850円 5人…4,400円	1人…2,520円 2人…3,150円 3人…3,780円 4人…4,420円 5人…5,050円			1人…2,350円 2人…3,060円 3人…3,770円 4人…4,480円 5人…5,190円			1人…2,660円 2人…3,210円 3人…3,760円 4人…4,310円 5人…4,860円			1人…2,520円 2人…3,150円 3人…3,780円 4人…4,420円 5人…5,050円			1人…2,470円 2人…3,130円 3人…3,790円 4人…4,450円 5人…5,110円		

改定パターンごとの料金表

公共下水道（改定３回）

現行料金		全体に同額			従量累進（基本据置）			基本料金のみ			全体に同率			従量累進（基本含む）		
現行料金		改定パターン１			改定パターン２			改定パターン３			改定パターン４			改定パターン５		
水量区分 (㎡/月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	896	96	12.0%	800	0	0.0%	1,155	355	44.4%	882	82	10.3%	840	40	5.0%
9 ～ 20	100	112	12	12.0%	110	10	10.0%	100	0	0.0%	110	10	10.0%	105	5	5.0%
21 ～ 30	110	122	12	10.9%	123	13	11.8%	110	0	0.0%	122	12	10.9%	120	10	9.1%
31 ～ 40	120	132	12	10.0%	135	15	12.5%	120	0	0.0%	133	13	10.8%	135	15	12.5%
41 ～	130	142	12	9.2%	150	20	15.4%	130	0	0.0%	144	14	10.8%	150	20	15.4%
税 込 み	10㎡…1,100円 20㎡…2,200円 30㎡…3,410円 40㎡…4,730円 50㎡…6,160円	10㎡…1,230円 20㎡…2,460円 30㎡…3,800円 40㎡…5,250円 50㎡…6,820円	10㎡…1,120円 20㎡…2,330円 30㎡…3,680円 40㎡…5,170円 50㎡…6,820円	10㎡…1,490円 20㎡…2,590円 30㎡…3,800円 40㎡…5,120円 50㎡…6,550円	10㎡…1,210円 20㎡…2,420円 30㎡…3,760円 40㎡…5,220円 50㎡…6,810円	10㎡…1,150円 20㎡…2,310円 30㎡…3,630円 40㎡…5,110円 50㎡…6,760円										

※工業用水道については従来どおり水量区分41㎡以上の単価と同額とする

農業集落排水（改定３回）

現行料金		全体に同額			従量累進（基本据置）			基本料金のみ			全体に同率			従量累進（基本含む）		
現行料金		改定パターン１			改定パターン２			改定パターン３			改定パターン４			改定パターン５		
水量区分 (㎡/月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	896	96	12.0%	800	0	0.0%	1,155	355	44.4%	882	82	10.3%	840	40	5.0%
9 ～ 20	100	112	12	12.0%	110	10	10.0%	100	0	0.0%	110	10	10.0%	105	5	5.0%
21 ～ 30	110	122	12	10.9%	123	13	11.8%	110	0	0.0%	122	12	10.9%	120	10	9.1%
31 ～ 40	120	132	12	10.0%	135	15	12.5%	120	0	0.0%	133	13	10.8%	135	15	12.5%
41 ～	130	142	12	9.2%	150	20	15.4%	130	0	0.0%	144	14	10.8%	150	20	15.4%
基本料金	1,500	1,650	150	10.0%	1,500	0	0.0%	1,780	280	18.7%	1,650	150	10.0%	1,600	100	6.7%
人員等割	500	550	50	10.0%	600	100	20.0%	500	0	0.0%	550	50	10.0%	570	70	14.0%
税 込 み	10㎡…1,100円 20㎡…2,200円 30㎡…3,410円 40㎡…4,730円 50㎡…6,160円	10㎡…1,230円 20㎡…2,460円 30㎡…3,800円 40㎡…5,250円 50㎡…6,820円	10㎡…1,120円 20㎡…2,330円 30㎡…3,680円 40㎡…5,170円 50㎡…6,820円	10㎡…1,490円 20㎡…2,590円 30㎡…3,800円 40㎡…5,120円 50㎡…6,550円	10㎡…1,210円 20㎡…2,420円 30㎡…3,760円 40㎡…5,220円 50㎡…6,810円	10㎡…1,150円 20㎡…2,310円 30㎡…3,630円 40㎡…5,110円 50㎡…6,760円										
税 込 み	1人…2,200円 2人…2,750円 3人…3,300円 4人…3,850円 5人…4,400円	1人…2,420円 2人…3,020円 3人…3,630円 4人…4,230円 5人…4,840円	1人…2,310円 2人…2,970円 3人…3,630円 4人…4,290円 5人…4,950円	1人…2,500円 2人…3,050円 3人…3,600円 4人…4,150円 5人…4,700円	1人…2,420円 2人…3,020円 3人…3,630円 4人…4,230円 5人…4,840円	1人…2,380円 2人…3,010円 3人…3,640円 4人…4,260円 5人…4,890円										

大津町下水道事業運営審議会委員名簿

【資料⑩】

任期 R5.5.25～R7.5.24

	関係団体等	氏名	備考
1	熊本学園大学 (会計専門職研究科教授)	大塚 成男	学識経験者
2	中部区長会 (室北区長)	松本 光行	受益者代表(公共)
3	中部区長会 (大津東区長)	興梠 美智雄	受益者代表(公共)
4	南部区長会 (錦野区長)	田中 義広	受益者代表(農集-錦野)
5	北部区長会 (下中区長)	荒木 太	受益者代表 (農集-杉水・平川・矢護川)
6	企業連絡協議会 (大津電子(株)代表取締役社長)	川谷 弘和	受益者代表(事業者・工業)
7	大津町商工会 (会長)	松永 幸久	受益者代表(事業者・商業)
8	JA菊池大津中央支所 (支所長)	斉藤 清文	受益者代表(事業者・農業)
9	大津町女性の会 (会長)	坂本 晶江	受益者代表(女性)
10	町議会議員 (大津町議会議員)	山本 富二夫	大津町議会議員代表
11	町議会議員 (大津町議会議員)	時松 智弘	大津町議会議員代表
12			
13			
14			
15			